

S S M 投与開始までの経過概略、手術所見等を御記入下さい。

一般状態の基準

PS 0	無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえる。
PS 1	軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や坐業はできる。 例えば軽い家事、事務など。
PS 2	歩行や身の廻りのことはできるが、時に少し介助がいることもある。軽労働はできないが、 日中の50%以上は起居している。
PS 3	身の廻りのある程度のことはできるが、しばしば介助がいり、日中の50%以上は就床している。
PS 4	身の廻りのこともできず、常に介助がいり、終日就床を必要としている。